

危機管理マニュアル

令和7年4月



①板橋区防災マップ(地震・大規模火災)①

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/res/projects/default_project/page/001/005/632/bousai

②マンションの防災対策マニュアル

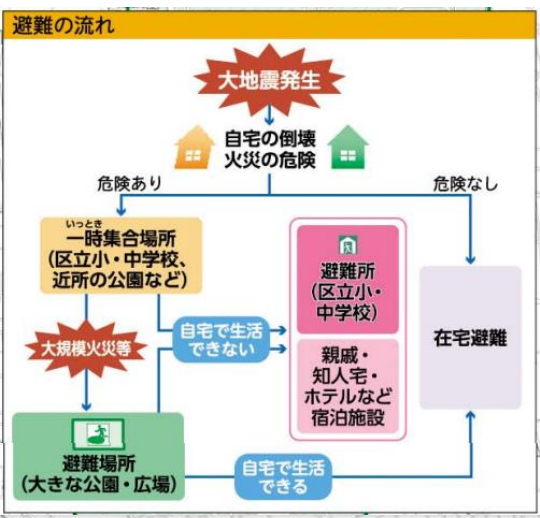
https://www.city.itabashi.tokyo.jp/res/projects/default_project/page/001/005/664/attach

板橋区防災マップ

Itabashi Emergency Disaster Map

“自立と助け合いでつくる”
災害に強いまち板橋

避難場所名	地区別当(利用する町丁名)
都立城北中央公園	大山町、大山金町、新野町、都立台、水川町、柴町、本町、大和町、双葉町、富士見町、清水町、瀬沼町、大原町、泉町、高木町、志村一丁目、小豆沢一〜四丁目、新野町一〜四丁目
浮間公園	舟渡二、三丁目
高島平二〜三丁目地区	西台一〜四丁目、西栗一、二丁目、大門、徳丸一〜八丁目、高島平一〜五丁目
東武練馬駅	板橋一〜四丁目、仲池、加賀一、二丁目
大谷口	大谷口一、二丁目、小茂根一、二丁目、向原一〜三丁目
都立板橋高校	大山町、中板橋、仲町、秀生町、大谷口上町、大谷口北町、小茂根三〜五丁目、常盤台一〜四丁目、南常盤台一、二丁目、上板橋一〜三丁目、東山町、東新町一、二丁目、板川一〜三丁目
都立西徳第二公園	赤塚一〜二、六、七丁目、成増一、二丁目、赤塚新町一〜三丁目
都立板橋南小学校	中台一〜三丁目、新野町五、六丁目、若木一〜三丁目、新生町、志村二、三丁目
都立板橋南小学校	大山町、仲町、中丸町、南町



防災施設・防災関係機関等

凡例	施設名	電話
区施設 Public Facility		
板橋区役所		3964-1111
避難場所 Evacuation Site		
避難場所		
避難経路		
避難所等 Evacuation Facility		
区立小・中学校など		
帰宅困難者向け一時滞在施設		
給水拠点施設 Water Station		
	都立城北中央公園内応急給水槽	
	区立城北公園内応急給水槽	
	都立赤塚公園内応急給水槽	
	都立板橋高校	
	区立西徳第二公園	
	板橋給水所	
	三園浄水場	
	大谷口給水所	
	(区外の施設)	
	北区立桐ヶ丘中央公園	北区桐ヶ丘 1-8
	防災用深井戸	

災害拠点病院 (救急指定) Disaster Base Hospital

	日本大学医学部附属板橋病院	3972-8111
	東京都健康長寿医療センター	3964-1141
	豊島病院	5375-1234
	帝京大学医学部附属病院	3964-1211

災害拠点連携病院 (救急指定) Disaster Base Partnership Hospital

	金子病院	3956-0145
	常盤台外科病院	3960-7211
	板橋区医師会病院	3975-8151
	安田病院	3939-0101
	小林病院	3930-7077
	小豆沢病院	3966-8411
	板橋中央総合病院	3967-1181
	高島平中央総合病院	3936-7451
	東武練馬中央病院	3934-1611
	愛誠病院 (※救急指定ではない)	3961-5351

首都直下地震による板橋区の被害想定

平成24年4月に東京都から新たな「首都直下地震等による東京都の被害想定」が発表されました。板橋区が最も大きな被害を受けるとされる「東京湾北部地震」においては区内で震度6弱の地域が広範囲に発生するとともに、区北部の一部では震度6強となることが想定されています。

前提条件

震源	東京湾北部
規模	マグニチュード7.3
発生時刻	夕方18時
気象条件	冬、風速8m/秒
震度	区内全域で震度6弱(一部で6強)

ライフライン目標復旧日数

電気	7日
通信	14日
上水道	30日
下水道	30日
ガス	60日

1 管理・運営、施設・整備にかかわること―地震、風雪水害、火災、交通機関の事故等―

<p style="text-align: center;">内 容</p>	
<p>日常的に学校には、地震、風雪水害、火災、交通機関の事故等、管理・運営、施設・整備にかかわる事項に適切な対応を迫られる場合がある。これらの対応には、日ごろより学校としての対応・対策を整理し訓練して、具体的に予防に努め、非常事態に備えることが重要である。また、保護者や住民等の外部の声に耳を傾け、理解、協力を得るようにすることも大切である。</p>	
<p style="text-align: center;">予 防</p> <p><input type="checkbox"/>地震については、災害予防措置（転倒防止策、避難経路の確保）や日常点検（非常持ち出し品、備蓄食料、児童・生徒常備薬の確認等）を励行する。また、緊急地震速報に対応できるように、具体的な訓練をとおして防災意識を高める。発災後の態勢（災害非常配備態勢計画、食糧等配給計画、指示・伝達体制）を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震を想定した避難訓練（年3回） ・地震を想定した保護者による引き取り（9月） <p><input type="checkbox"/>緊急時の保護者への引き渡しができるよう、4月当初に引き渡し名簿を作成する。</p> <p><input type="checkbox"/>風雪水害については、学校から家庭への緊急連絡の方法について周知しておく。また、児童・生徒の実態に即して柔軟な対応が図れるよう、日ごろより整備しておく。</p> <p><input type="checkbox"/>火災については、法令に基づいて防火管理体制を整え、点検を日常業務化する。また、「自衛消防計画」に基づいた想定訓練を行い、防災知識と実践の普及向上に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>一人通学をする児童・生徒については、一定の通学経路を登下校するように日ごろより指導するとともに確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学期に1回、登校班による集まりを行い、集合場所・集合教室、通学路の確認を行う。 <p><input type="checkbox"/>日常的に住民組織、近隣の学校との連携を推進する。</p>	<p style="text-align: center;">配慮事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害対策基本法」、東京都及び区市町村の地域防災計画、「学校防災マニュアル」等を参考に学校防災計画を立案し、対応・対策、訓練に努める。 ・学校としての対応について、マニュアル化、図示化配布し、保護者・所属職員に周知徹底する。 ・日常業務及び訓練のマンネリ防止に努める。 ・防災教室、防災教育の推進 ・交通機関の事故の内容（スト、車両故障、交通事故等）に応じた連絡方法応援態勢を想定しておく必要がある。 (職員の電話連絡網の整備、 参集時間の把握) ・防災ネット、安全マップづくり ・第2次避難先として本校校庭、第3次避難先として小豆沢公園（神社公園）や志村第二中学校とする。
<p style="text-align: center;">対 応</p> <p><input type="checkbox"/>学校所定の計画に基づいて組織的に対応する。</p> <p><input type="checkbox"/>被害状況、事故状況の把握と外部情報（インターネット、テレビ・ラジオ等）の収集に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>3次避難場所（神社公園）を設定し、状況に応じて児童や職員の安全を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の安全確保第一に学校防災計画の作成と点検 ・情報収集手段の確保とその有効活用非常警戒宣言の導入

□震度 5 弱以上の地震が発生した場合

「倒れてこない」「落ちてこない」 場所へ避難

揺れが収まったら、**火を消す**

児童に直接かかわる職員

- 1 児童の安全確保
- 2 放送(ホイッスル等)の指示に従う
- 3 安全な場所へ避難

児童にかかわっていない職員

- 1 児童の誘導安全確保
- 2 出火の確認(初期消火)
- 3 警察・消防・教育委員会へ連絡
- 4 保護者へ連絡

☆学校で保護する児童

- ・保護者留守宅の児童
- ・保護者と連絡のつかない児童
- ・電車・バス等で通学している児童

・一斉メールにより、引き渡しを行う。

☆児童を学校内の安全な場所に止め、保護者による引き渡しを行う。

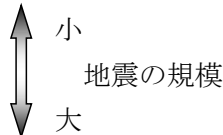
- 危険箇所の確認
- 放送設備、機械設備、電気設備確認
- 消火用設備点検
- 非常電源点検
- 食糧配給の用意
- 関係機関(警察、消防、医療、行政、住民組織)との連絡ラインを確保し、連携して対応する。
- 心臓発作等の緊急時にはAEDを使用する。
- 管理職の的確な判断のもと、防災委員会と全教職員が組織的に対応する。(指示・伝達・記録)
- 状況に応じ、学校施設を避難所として開設する。

□南海トラフ地震に関する対応

☆「調査中」

「巨大地震注意」

「巨大地震警戒」



- 危険箇所の確認
- 放送設備、機械設備、電気設備確認
- 消火用設備点検
- 非常電源点検
- 食糧配給の用意
- 関係機関(警察、消防、医療、行政、住民組織)との連絡ラインを確保し、連携して対応する。
- 心臓発作等の緊急時にはAEDを使用する。
- 管理職の的確な判断のもと、防災委員会と全教職員が組織的に対応する。(指示・伝達・記録)
- 状況に応じ、学校施設を避難所として開設する。

備考:

- ・対応の**責任者を校長**とし、実際の**指揮は副校長**がとる。
- ・**担任**
児童の安全確保を最優先し、その後保護者への連絡を行う。
- ・**副校長**
メール連絡網・掲示板を使って各保護者へ情報を伝える。
- ・**用務主事**
は施設の安全を確認する。その後、地域の施設や建物、交通状況を確認する。
- ・**事務主事、栄養士** 電話対応に当たる。
- ・外部及び内部との連絡ラインの確保
- ・指示・伝達のラインを確認して記録をとる。

引き取り名簿等で確認できない児童は、学校にとどめる

※震度4以下の地震の場合は、原則、安全を確認した上で各自による下校となるが、児童の状況によってまたは被害の状況によっては、集団下校、または保護者へ引き渡しを行う。

備考

<p>報 告</p> <p>□学校の施設に関すること(火災・風雪水害・地震等)</p> <p>□学校の管理運営に関すること(交通機関のスト、風雪水害等による臨時休業、繰り上げ、繰り下げ授業等、実施後の報告)</p> <p>□非常変災による臨時休業等の場合、「教育課程の一部変更届」を連絡後すぐに報告書提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所管の教育委員会へ報告 (本庁から直接調査依頼があったときは、本庁へ報告する。) ・所管の教育委員会へ報告書等を提出 ・電話での事前・事後の連絡を行う
---	--

<p>□休み時間の対応</p> <p>1 校庭：落下物・転倒物のない中央へ集まり指示を待つ</p> <p>2 教室：落下物(ガラス等)・転倒物(机・ロッカー)のないところへ避難し、指示を待つ</p> <p>3 廊下・階段： その場で身をかがめ、指示を待つ</p> <p>□校外学習時の対応</p> <p>1 看板やガラス等の落下物、転倒物から離れる</p> <p>2 津波の危険がある場合は高台へ避難</p> <p>3 児童の安全を確認した後、安全な場所へ避難する</p> <p>4 負傷者がいる場合は、救急隊を要請する</p> <p>5 学校へ状況を報告</p> <p>□登下校時</p> <p>1 看板やガラス等の落下物、転倒物から離れる</p> <p>2 近くの公園や空き地など安全な場所へ避難する</p> <p>3 揺れが収まったら、学校か自宅か近い方へ避難する (留守の場合は、学校へ来るよう日頃から伝えておく)</p> <p>4 電車・バス等で通学している児童は、保護者と学校へ連絡する</p>	<p>※電車・バス等を利用して通学している児童に対しては、個別に指導をくり返す。</p>
--	--

<p>□風水害に関する対応</p> <p><前々日></p> <p>保護者あて予告通知</p> <p>内容：教育委員会からの連絡を受け、保護者あての予告通知を作成・配付する。</p> <p><前日></p> <p>保護者あて通知</p> <p>内容：教育委員会の決定を受け、保護者あての通知を作成・配付する。</p> <p>学校関係者への連絡</p> <p>内容：決定内容を学童擁護員、スクールガード、いたばし</p>	<p>台風や大雪など、気象庁の情報により事前予測可能な事態に対して</p> <p>※今後、安全対策を講じる可能性があるため、HPや緊急連絡メールで確認してほしい旨をお知らせする</p> <p>※必要に応じて、学校独自情報を付加する。</p> <p>※あいキッズの状況、学校給食の状況を情報提供。</p> <p>※下校後や休業日の場合は、紙での</p>
---	---

<p>子ども見守り隊に連絡し、通学路の安全を確保する。</p> <p>緊急連絡メール配信（学校登録者あて） 内容：決定内容を登録者に配信する。</p> <p>緊急連絡メール未登録者への対応 内容：緊急連絡メール未登録者に対して、決定内容を周知する。</p> <p>学校ホームページ更新 内容：決定内容を学校のホームページにアップする。</p> <p><当日></p> <p>状況報告 内容：教育委員会からの照会に回答する。</p> <p>学校ホームページ更新 内容：実施内容を学校のホームページにアップする。</p>	<p>通知は省略し、代替手段での周知を図る。</p> <p>※必要に応じて、学校独自情報を付加する。</p> <p>※保護者に分かり易い表現に努める</p>
--	--

日	時間	大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報 又は 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報	その他の気象警報 土砂災害警戒情報
当 日	午前6時までに発令があった場合	<input type="checkbox"/> 臨時休業（全日）	<input type="checkbox"/> 通常授業 ※自宅及び近隣の状況から、登校に支障がないと保護者の判断で、安全を確認の上、登校する。 ※登校する場合は、小学生以下は保護者等による付き添いを原則とする。 ※登校できない場合でも、欠席扱いにはしない。
	在校時間内に発令があった場合	<input type="checkbox"/> 学校待機 ※警報が解除されるまで学校に待機し、その後に下校する。 ※学校の事情又は下校時間帯によっては、保護者への引き渡しとする。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">土砂災害警戒情報の発表に伴う避難所の開設</div> <ul style="list-style-type: none"> • 土砂災害の発生するおそれのある地域の指定避難所を開設する。 <ul style="list-style-type: none"> • 開設予定避難所として、本校が指定されている。 • 避難所を開設するにあたっては、危機管理室から個別に連絡がある。 • 避難所の開設については、特別活動員を中心とした区職員が開設する。

2 その他—不審者への対応、盗難、住民からの苦情等—

【不審者への対応】

<p>内 容</p> <p>学校が最も安全な場所であるために、日ごろより、不法侵入しにくい施設であるよう、教職員及び保護者に具体的な方策を示し、犯罪に備える環境づくりを進める。校外における犯罪にも備えるため、初動体制を確立し、周辺校及び関係機関とも連携をとる必要がある。</p>	
<p>予 防</p> <p><input type="checkbox"/>校舎内にいるすべての人が名札等区別ができる方法をとる。</p> <p><input type="checkbox"/>校門、玄関、その他の出入口が閉まっている状態を保つ。</p> <p><input type="checkbox"/>名札のない見知らぬ人には、あいさつをし、受付に案内をする。</p> <p><input type="checkbox"/>校内、校外で事件発生を想定した実際的な訓練を実施する。</p> <p><input type="checkbox"/>非常通報装置「学校110番」の使用について周知する。警察に協力を依頼して実際的な訓練も行う。</p> <p><input type="checkbox"/>近隣関係機関とのネットワークづくりを進める。</p>	<p>配慮事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒には配慮 ・児童・生徒、保護者、教職員に徹底、複数対応を心がける。 ・警察からの情報取得 ・関係機関への連絡 ・地域住民との連携
<p>対 応</p> <p><input type="checkbox"/>校内で事件が発生した場合の初動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不審者と児童・生徒を引き離し、安全を確保する。 ・応援を求め、「学校110番」のボタンを押す。 ・管理職、養護教諭に連絡し、必要に応じ救急車を要請する。 ・安全対策本部を設置し、全教職員に周知する。 <p><input type="checkbox"/>校外で事件が発生した場合の初動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副校長が正確な情報を収集する。 ・対策本部を設置し、初動警備・安全確保を指示する。 ・近隣校、交番、警察署との連絡、報告、調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握、状況判断 ・「安全室」の設置 ・状況を確認し判断する。 ・実践訓練を行う。 ・保護者に連絡（下校等） ・近隣への情報提供 ・所轄の警察署等 ・周辺校との連携
<p>報 告</p> <p><input type="checkbox"/>事実を確認した後、第一報を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>その後、文書で行う。（前項と同様）</p> <p><input type="checkbox"/>近隣校へ連絡する。</p> <p><input type="checkbox"/>保護者会での説明を行い、協力を依頼する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄の警察署や教育委員会に報告 ・近隣校にもすぐに連絡を行い、情報を共有 ・「子ども110番」の利用法の再確認・周知

【盗難への対応】

<p>予 防</p> <p><input type="checkbox"/>不審者対策を周知する。</p> <p><input type="checkbox"/>備品の管理及び整理に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>金銭の所持、私物の持ち込みがないよう指導する。</p> <p><input type="checkbox"/>不審者情報を得る。近隣校との情報共有。</p>	<p>対 応</p> <p><input type="checkbox"/>事実を現場で正確に（学校の備品、児童・生徒・教職員の金品物品、進入経路）</p> <p><input type="checkbox"/>所管の教育委員会や関係機関（警察等）に連絡</p> <p><input type="checkbox"/>再発防止策の検討と、全教職員への徹底</p>
--	--

【住民からの苦情】

<p>教育活動、児童・生徒の通学及び職員の通勤、施設及び学校の存在に関すること等</p>	
<p><input type="checkbox"/>サービスの厳正に常に注意を払うよう指導</p> <p><input type="checkbox"/>学校理解のための広報活動を励行</p> <p><input type="checkbox"/>即時対応し、事情を聴取</p>	<p><input type="checkbox"/>管理職を含め複数の教職員で対応</p> <p><input type="checkbox"/>再発防止、十分な説明、必要に応じ報告</p> <p><input type="checkbox"/>所管の教育委員会との連絡・調整</p>